

# 若槻地区住民自治協議会

## 「コミュニティわかつき」総決起大会

平成18年6月11日 午後2時30分  
若槻コミュニティセンター体育館

① わ

私たちが、

コミュニティ  
Community

地域

② か

変えます。

チェンジ  
Change

改革

③ つ

創ります。

クリエイティビティ  
Creativity

創造

④ き

協働参画社会。

コラボレーション  
Collaboration

協働

Courage & Challenge  
勇気 & 挑戦

## わがふるさと若槻 (プロフィール)

2006.1.1

青空と輝く太陽・・・東は、志賀高原の山並み、西は、たおやかな飯綱山を眺望し、北には、三登山(みとやま)・髻山(もとどりやま)を頂き、南には、善光寺平が広がる、長野市の北限の奥座敷に若槻地区があります。

若槻地区は、善光寺の北東4\*<sub>□</sub>の南北に走る旧北国街道(県道牟礼長野線)に沿って、南から稲田・徳間・若槻東条・上野・田中・田子・吉、県道の西側に檀田(まゆみだ)・若槻団地、東側に東徳間・上野ヶ丘市住・公務員宿舎・東長野病院官舎の各区があり、合わせて17区で若槻地区を構成しています。

若槻地区は、明治の終わりころ、戸数およそ800であり、昭和5年940戸、昭和30年1034戸、昭和41年1416戸、近年は、若槻団地をはじめ、稲田・徳間・檀田などで区画整理事業が行われ、現在、7600戸を優に越えています。

かつての桑畑・りんご畑は宅地となり、水田は減反の一途を辿り、のどかな農山村風景は、急速に住宅地域・商業地域に変貌しています。

地区内を走る都市計画道路もほとんど完成し、南北に走る『若槻大通り(主要地方道長野荒瀬原線)』や『東豊線』、東西を走る『サンロード(北部幹線)』などの幹線沿いには、レストランやスーパーなどの商業施設が集積し、地域の発展ぶりを象徴しています。

善光寺平を見下ろす三登山、髻山は、戦国時代は北国街道沿いの要衝でした。最近「三登山トレッキングコース」が整備され、春はカタクリの群生、シダレ桜、夏はツツジ、山ぼうし、秋は紅葉や山麓のリンゴなどを、史跡ウォッチング(山城跡・山千寺・吉古墳群など)しながら、四季折々の表情を楽しむことができ、市民に大変親しまれています。

### 【若槻地区ミニデータ】

人口	2万678人(平成18年1月1日:長野市統計)		
世帯数	7716世帯(同上)	区(自治会)の数	17区
総面積	13.22平方* <sub>□</sub> (東西3.7* <sub>□</sub> 南北5.8* <sub>□</sub> )		
最高地	923 <sub>㍎</sub> (三登山山頂)	最低地	361 <sub>㍎</sub> (徳間東端)
高齢化率	20.0 <sub>㍎</sub> (平成17年10月1日/長野市 21.2 <sub>㍎</sub> )		
主な文化財	稲積一里塚(市文化財) 稲田のエノキ(市天然記念物) 銅造観音菩薩立像(国重文:山千寺) 木造観音菩薩立像(市文化財:地蔵院) 若槻山城本郭跡(市文化財) 山千寺観音堂及び境内一帯(市文化財)		
主な施設	三登山トレッキングコース、昭和の森公園、徳間博物館、蚊里田八幡宮(5月5日例大祭)、老人憩いの家		

# 若槻地区住民自治協議会「コミュニティわかつき」

## 総決起大会次第

日時 平成18年6月11日(日)

午後2時30分から

場所 若槻コミュニティセンター 体育館

- 1 オープニング  
三登山太鼓 若槻音頭・新町甚句保存会太鼓部
- 2 開会のことば
- 3 会長あいさつ
- 4 来賓あいさつ
- 5 来賓紹介
- 6 若槻地区住民自治協議会「コミュニティわかつき」について  
(1) 会則、組織  
(2) 役員紹介  
(3) 事業計画
- 7 アトラクション  
ラッパ演奏 消防団若槻分団  
踊り 若槻音頭 若槻音頭・新町甚句保存会  
全員合唱「ふるさと」 コーラスグループ 歌蛙の会 ほか  
アコーディオン伴奏 若槻公民館長
- 8 閉会のことば

# 若槻地区住民自治協議会「コミュニティわかつき」会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、若槻地区住民自治協議会「コミュニティわかつき」(以下「本会」という。)と称します。

### (目的)

第2条 本会は、若槻地区の住民相互の交流と活動を通じて連帯感を高め、明るく豊かな環境と地域福祉・文化の向上をめざし“ふるさと若槻”のまちづくりを進めることを主な目的とします。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行います。

- (1) 若槻地区全域にわたるコミュニティ活動に関すること。
- (2) その他目的達成のために必要な事業に関すること。

### (構成員)

第4条 本会は、若槻地区に居住する住民及び地区内を範囲とする各種団体等をもって構成員とします。

### (事務所)

第5条 本会の事務所は、長野市若槻コミュニティセンター内に置きます。

## 第2章 組織

### (組織)

第6条 本会に、評議委員会を置きます。

### (評議委員会)

第7条 評議委員会は、評議委員で構成され、別表に掲げる住民の代表者及び各種団体より選出された代表者等が評議委員となります。

- 2 評議委員会に、評議委員全員で構成する総会と評議委員の代表者等で構成する役員会及び総務委員会並びに部会を置きます。

### (総会)

第8条 総会は、本会の最高議決機関であって、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は評議委員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催します。

- 2 総会は、評議委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決めます。
- 3 総会の議長はその都度選出します。
- 4 総会に出席できない評議委員は、その権限の行使を他の評議委員に委任することができます。この場合において、受任者の特定がないときは議長に委任したものとみなします。
- 5 総会は、次の事項を評議決定します。
  - (1) 本会の事業計画及び予算に関すること。
  - (2) 本会の事業報告及び決算を承認すること。
  - (3) 役員を選任すること。
  - (4) 総務委員会の推薦に基づき、会長、副会長、事務局長、会計及び監事を選任すること。
  - (5) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (6) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

### (役員会)

第9条 役員会は、次の事項を評議決定します。

- (1) 事業計画及び予算を策定し、事業報告及び決算を行うこと。
- (2) 評議決定した事項を構成員に周知すること。
- (3) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。

(総務委員会)

第10条 総務委員会は、各区の区長・副区長で構成され、委員長及び副委員長は、互選により選任します。

2 総務委員会は、次の事項を決定します。

- (1) 本会の財務全般等に関すること。
- (2) 会長、副会長、事務局長、会計及び監事の推薦に関すること。
- (3) その他評議委員会が所管しない事項に関すること。

(部会)

第11条 部会は、第2条の目的達成のための実行機関として、第3条の事業を遂行するために活動を行います。

2 部会長及び副部会長は、部会構成員の互選により選任します。

### 第3章 役員

(役員)

第12条 本会に次の役員を置きます。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名
- (6) 総務委員会委員長 1名
- (7) 総務委員会副委員長 若干名
- (8) 部会長 各部 1名
- (9) 副部会長 各部 若干名

2 本会に相談役を置くことができます。

3 必要に応じて役員会の承認を得て、本会にアドバイザーを置くことができます。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、次のとおりとします。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括し、総会・役員会を招集します。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。
- (3) 事務局長は、本会の運営及び活動に伴う事務を統括します。
- (4) 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理事務を担当します。
- (5) 監事は、本会の会計監査の事務を担当します。
- (6) 総務委員会委員長は、総務委員会を招集して議長となります。
- (7) 総務委員会副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理します。
- (8) 部会長は、担当部会の運営に当たります。
- (9) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理します。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は、1年とします。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とします。

2 役員は再任されることができます。

### 第4章 会議

(会議の招集)

第15条 会議は、総会を除き、会議の長が必要と認めるときに開催します。ただし、その会議の構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集することとします。

## 第5章 会計

### (経費)

第16条 本会の経費は、会費、負担金、交付金、補助金、委託料、寄附金その他の収入をもって充てます。

### (会計年度)

第17条 本会は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって会計年度とします。

### (会計及び資産帳簿の整備)

第18条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備します。

2 構成員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させることとします。

### (監査と報告)

第19条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告します。

## 第6章 その他

### (雑則)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項に関しては、役員会で定めます。

### 付 則

この会則は、平成18年4月28日から施行します。

別 表 (会則第7条関係)

### 若槻地区住民自治協議会「コミュニティわかつき」評議委員

代表者・団体名等	委員定数	代表者・団体名等	委員定数
区(各区より代表者3名。うち区長1、副区長1、女性1)	51	身体障害者福祉協会若槻支部	1
若槻地区区長会	(1)	区長OB若槻会	1
若槻地区環境美化連合会	(1)	若槻地区女性団体連絡協議会	(1)
若槻地区社会福祉協議会	1	三登山トレッキングコース愛護会	1
若槻公民館協議会	1	若槻地区城跡保存顕彰会	1
自主防災会	(1)	山千寺史跡保存会	1
若槻地区防犯協会	1	若槻地区人権同和教育促進協議会	1
消防団若槻分団	1	青少年育成若槻地区会議	1
若槻地域日赤奉仕団	1	若槻地区子ども会連絡協議会	1
若槻防災無線クラブ	1	若槻地区少年育成委員会	1
若槻地区交通安全推進委員会	1	若槻地区少年友の会	1
若槻地区交通安全母の会	1	若槻白バラ友の会	1
交通安全協会若槻支部	1	若槻文化芸術協議会	1
交通安全協会若槻支部女性部	1	若槻音頭・新町甚句保存会	1
若槻地区民生児童委員協議会	1	若槻小学校PTA	1
若槻地区福祉推進委員会	1	徳間小学校PTA	1
若槻老人クラブ連合会	1	北部中学校PTA	1
若槻地区保健補導員会	1	公募委員・その他	10
若槻食生活改善推進協議会	1		
		合 計	92

若槻地区住民自治協議会「コミュニティわかつき」部会別名簿

(平成18年4月28日総会開催)

安全・防災部会		自然・環境部会	
団体名等	代表者	団体名等	代表者
若槻地区区長会	}	若槻地区環境美化連合会	
若槻地区防犯協会		区長OB若槻会	
自主防災会		若槻地区女性団体連絡協議会	
消防団若槻分団		三登山トレッキングコース愛護会	
若槻防災無線クラブ		若槻地区城跡保存顕彰会	
若槻地域日赤奉仕団		山千寺史跡保存会	
若槻地区交通安全推進委員会		公募委員	
若槻地区交通安全母の会		公募委員	
交通安全協会若槻支部		公募委員	
交通安全協会若槻支部女性部		アドバイザー(17年度区長会役員)	
公募委員		アドバイザー(17年度区長会役員)	
公募委員		田子区長	
アドバイザー(17年度区長会役員)		徳間区長	
上野区長		田中区長	
若槻団地第五区長		吉区長	
東徳間区長		若槻団地第二区長	
檀田副区長		田子副区長	
若槻東条副区長		吉副区長	
上野副区長		若槻団地第四副区長	
若槻団地第一副区長		田子区選出	
上野ヶ丘副区長			
檀田区選出			
計	20	計	20

部会長 副部会長

福祉・健康部会		教育・文化部会	
団体名等	代表者	団体名等	代表者
若槻地区社会福祉協議会		若槻公民館協議会	
若槻地区福祉推進委員会		若槻地区人権同和教育促進協議会	
若槻地区民生児童委員協議会		青少年育成若槻地区会議	
若槻地区保健補導員会		若槻地区子ども会連絡協議会	
若槻食生活改善推進協議会		若槻地区少年育成委員会	
若槻老人クラブ連合会		若槻地区少年友の会	
身体障害者福祉協会若槻支部		若槻白バラ友の会	
公募委員		若槻文化芸術協議会	
公募委員		若槻音頭・新町甚句保存会	
アドバイザー（17年度区長会役員）		若槻小学校PTA	
檀田区長		徳間小学校PTA	
稲田区長		北部中学校PTA	
若槻団地第一区長		公募委員	
官舎区長		アドバイザー（17年度区長会役員）	
上野ヶ丘区長		アドバイザー（17年度区長会役員）	
徳間副区長		若槻東条区長	
若槻団地第五副区長		若槻団地第三区長	
東徳間副区長		若槻団地第四区長	
公務員宿舎副区長		公務員宿舎区長	
稲田区選出		稲田副区長	
若槻東条区選出		田中副区長	
田中区選出		官舎副区長	
若槻団地第三区選出		若槻団地第二副区長	
東徳間区選出		徳間区選出	
		若槻団地第二区代表	
		若槻団地第四区代表	
		若槻団地第五区代表	
計	24	計	27

部会長 副部会長

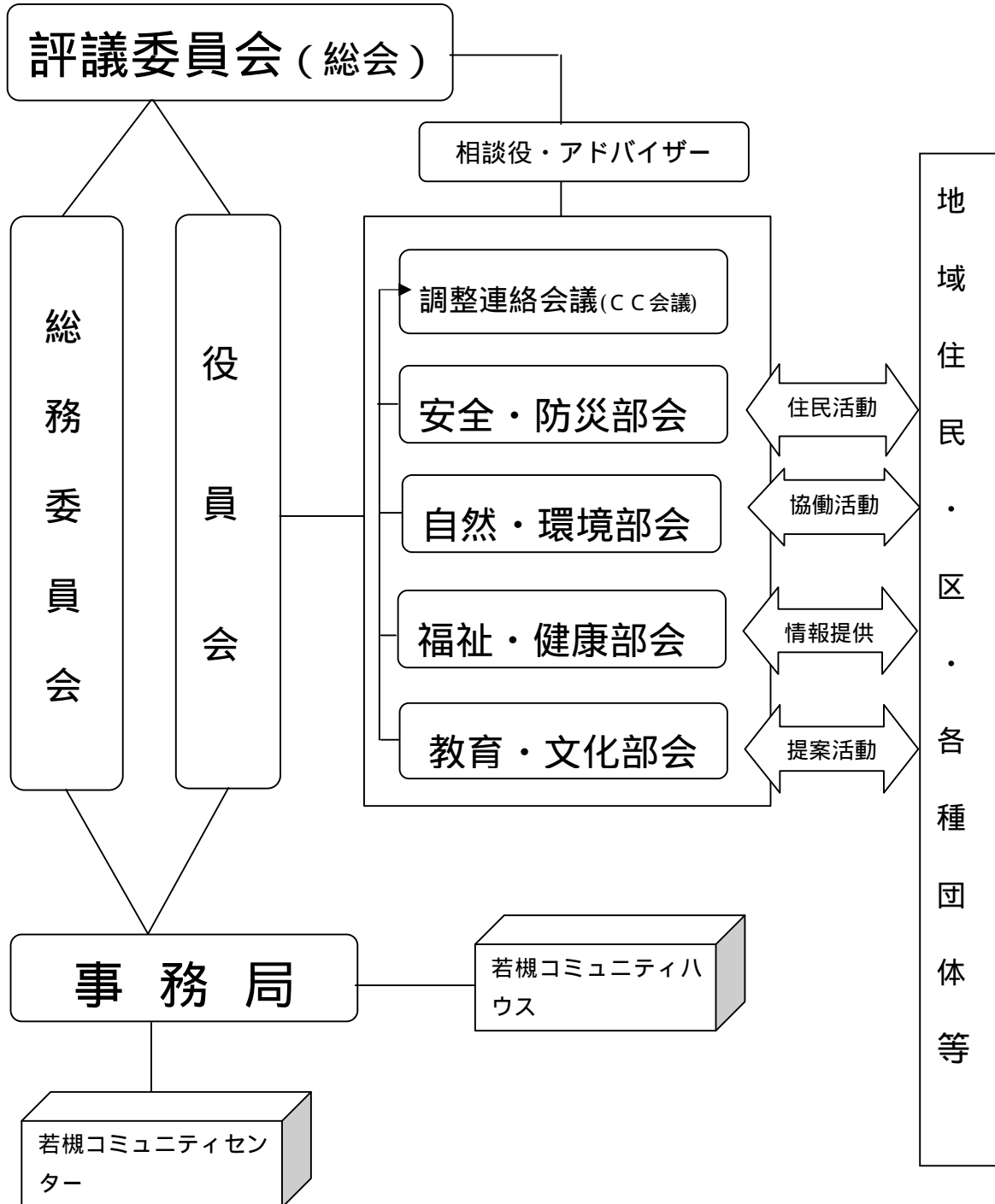


若槻地区住民自治協議会「コミュニティわかつき」  
役員

職名	所属等	氏名
会長	17年度区長会長	
副会長	部会長（安全・防災部会）	
	部会長（自然・環境部会）	
	部会長（福祉・健康部会）	
	部会長（教育・文化部会）	
事務局長	区長会	
会計	区長会	
監事	区長会監事	
総務委員会委員長	区長会長	
総務委員会副委員長	区長会副会長	
安全防災部会長	若槻地区防犯協会会長	
副部会長	交通安全推進委員会	
副部会長	公募委員	
副部会長	区選出	
自然環境部会長	環境美化連合会	
副部会長	女性団体連絡協議会	
副部会長	三登山トレッキングコース愛護会	
副部会長	公募委員	
福祉健康部会長	社会福祉協議会	
副部会長	公募委員	
副部会長	若槻食生活改善推進協議会	
教育文化部会長	若槻公民館協議会	
副部会長	青少年育成若槻地区会議	

# 「コミュニティわかつき」って、どんな組織？

若槻地区住民自治協議会「コミュニティわかつき」は、コミュニティ活動の中心となる組織です。地域の課題や問題などを話し合ったり、課題や問題などを解決するために、「地区まちづくり計画」を策定し、事業を具体化、実行していきます。市役所とのやり取りを行う窓口にもなります。



みんなが主役のコミュニティわかつき

# コミュニティわかつき 平成 18 年度事業計画

## 安全防災部会

---

安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくり

### わかつきみまもり隊

子どもや高齢者などを、防犯や交通安全の観点で見守るパトロールを計画、実施します。みまもり隊の主な活動は以下とおりです。

下校時間帯（主に小学校低学年）に通学路を『歩いて見守るパトロール』（月1回を予定）

下校時間帯（主に小学校低学年）に通学路を、青色回転灯をつけた『車で見守るパトロール』（月1回を予定）

ボランティアを募集して、その方々がアームバンドをつけて散歩や買い物、玄関先での声掛けなど日常生活の一部で実施していただく『わたしにできるパトロール』

～ のパトロールによって見えてくると思われる、防犯や交通安全の上での地域の問題点を情報交換・整理し、解決のための行動を起こします。

## 自然環境部会

---

恵み豊かな自然と環境にやさしいまちづくり

### （仮称）グリーンウォーク - 昭和の森公園活用イベント -

昭和の森公園には、ほどよい距離で歩きやすい遊歩道があります。自然の中の道を歩く機会が少なくなっている子どもたち（小中学生）を対象に、森の中で自然観察会を開催します。（夏休み～秋頃を予定）

### 環境パトロール

河川パトロール 10月（河きれ会と同時開催）

山・沢パトロール 夏ごろ

道路パトロール 秋ごろ

不法投棄などの調査

安心して健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

### ボランティア活動によるスノーバスターズの組織化

昨年から今年にかけての豪雪では、膨大な量の雪を生活圏外に搬出しなければならず、各地区は大変苦勞しました。また、除雪作業が困難な高齢者世帯では、手助けが必要なこともあります。これらの作業を実行するスノーバスターズ（雪かき隊）を組織して安心して暮らせる街づくりに貢献します。（10月までに組織化）

### 「健康食と運動」をテーマにしたイベント企画

健やかに生き生きと暮らすための基本は食と運動です。「食と運動」を見つめなおす事業は、これまでも各種団体が実施し、成果をあげています。これまでの経験を生かして、有志や団体が協働で住民参加のイベントを開催し、より効果のある事業展開を目指します。（年2回を予定）

### チャリティーバザーのあり方

毎年11月にチャリティーバザーを実施していますが、マンネリ化など見直しが必要です。地域の「思いやりと助け合い」の観点から大切な事業なので発展的に継続しなければなりません。問題点や反省点などを検証して、全地区住民の温かい支援と心のこもった協力による、成果のある事業を目指します。

## 教育文化部会

---

若槻文化の向上を図るとともに心豊かな人を育み、連帯感あふれる明るい“ふるさと若槻”のまちづくり

### (仮称)ふるさと若槻の集い

社会教育活動を通じて豊かな教養を培う機会とします。また、世代や性別などを問わず幅広く大勢の参加者が集まる(参加する)ことを期待して、複合的な内容を検討します。(11月初旬を予定)

住みよい若槻を考える講演会

みんなの関心が高く、大勢の参加者が集まるような内容の講演会を企画します。

若槻音頭をみんなで踊ろう

各地区の盆踊りなどでも取り入れるよう講習会などを実施し、新しい文化としての定着を図ります。

上記と並行し、次の事項も検討、研究、企画していきます。

各種団体の事業の統合、合同開催の可能性調査(団体の次年度計画に反映させる)

様々なイベント、まつりの再検討、見直し、新規企画

音楽、芸能、演劇、創作、スポーツその他様々な活動の発表の場を設ける

施設の自主的な管理運営(若槻コミュニティセンターの指定管理者)

## 平成18年度 若槻地区 住民自治協議会「コミュニティわかつき」予算書

収入予算額	2,000,000
支出予算額	2,000,000
差引額	0

### 1 収入の部

(単位:円)

項目	予算額	備考
交付金	370,000	若槻地区区長会
補助金	1,625,000	長野市 ずくだし支援事業交付金 *
雑入	5,000	預金利息 ほか
合計	2,000,000	

\*市において、補正予算を計上し、6月議会で審議後に交付されるもの

### 2 支出の部

(単位:円)

	項目	予算額	備考
	運営費	120,000	
内訳	1旅 費	10,000	
	2需用費	100,000	
	3役務費	10,000	
	事業費	1,855,000	
内訳	1安全防災	465,000	
	2自然環境	150,000	
	3福祉健康	690,000	
	4教育文化	200,000	
	5広報	350,000	
	予備費	25,000	
	合 計	2,000,000	

ただし、予算の流用については会長に一任する